

令和3年5月17日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和3年5月24日（月）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和3年4月13日（火）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和3年4月15日（木）

3 請求する行政文書の名称等

上告棄却決定に対する予納郵便の受領書の提出に利用することができる、最高裁判所第一小法廷、第二小法廷及び第三小法廷のファックス番号が分かる文書（最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨が「国の利害に關係のある民事に関する争訟又は行政に関する争訟において、上告棄却決定等に伴い最高裁判所から返却を受けた予納郵便の受領に関する文書で、最高裁判所第一小法廷、同第二小法廷及び同第三小法廷のファックス番号が記載されている文書（最新版）」であれば、法務省本省では以下の行政文書のみを保有しております。

・返還書兼受領書（最高裁判所第一小法廷）

ただし、上記の行政文書には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」といいます。）第5条第1号に規定する個人に関する情報が含まれるほか、最高裁判所のファックス番号は、情報公開法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料等について

上記4に記載の行政文書の開示を請求される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。